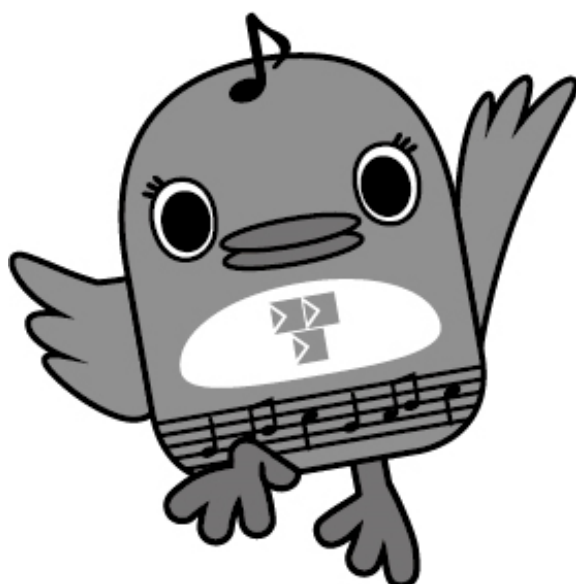


# 親元近居住宅取得促進助成金

親子で近くに住むために  
取得した住宅の  
登記費用の一部を助成します！



申請期間：令和7年5月7日（水曜）から

令和7年12月1日（月曜）まで

※ただし、申請期間内に予算額に達した場合は、受付終了となります。

【問合せ及び申請先】

習志野市役所 住宅課（市庁舎4階） 電話：047-453-9296

## 制度概要

子育て世帯等の定住により適正な人口構造の確保、子育てや高齢者支援等で互いに支えあう社会の構築、住宅取得の促進等を目的として、子世帯と親世帯が近居（市内居住）するために住宅を取得した場合にかかる登記費用の一部を助成します。※同居は対象となりません。

## 申請期間

令和7年5月7日（水曜）から令和7年12月1日（月曜）まで

※ただし、申請期間内に予算額に達した場合は、受付終了となります。

## 助成経費

登記費用（司法書士又は法務局へ支払った費用）

## 助成金額

10万円まで（上限）

## 住宅の要件

1. 申請者が市内に自己で居住するため、住宅を新築又は購入したこと。（増改築は対象外）
2. 申請者の名義（共有名義も可）で、令和3年11月1日から令和7年10月31日の間に、  
所有権登記を行い、その費用を支払ったこと。
3. 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
4. 新耐震設計基準による耐震性が確保されている住宅であること。

※【確認方法】建築確認検査済証（確認済証）に記載の「建築確認通知書交付年月日」が  
昭和56年6月1日以降であること。（新築は耐震性は確保されています。）

5. 申請日時点で、住戸専有面積が次の面積であること。

①戸建住宅については、87.5㎡以上

②共同住宅及び長屋建て住宅は、65㎡以上

※【店舗等との併用住宅の場合】自己の居住の用に供する住戸専用部分の面積が、第3号に規定する面積以上であり、かつ当該建築物の延べ床面積の2分の1以上であること。

## 申請者の要件

1. 「申請者の世帯」（住宅を新築又は購入した方の世帯）の「親世帯」又は「子世帯」が、  
登記日時点で市内に継続して10年以上居住し、住民登録をしていること。
2. 「申請者の世帯」が、登記日から申請日時点で市内に居住し、住民登録をしていること。  
（ただし、取得住宅の改修工事期間に当たる場合等、登記日に取得住宅に住所異動できない  
正当な理由を証明できる場合は別）
3. 「申請者の世帯」と、「親世帯」又は「子世帯」の全員（18歳以上）が市税及び保険料を滞納  
していないこと。
4. 「申請者の世帯」が助成金の交付決定を受けた日から10年以上継続して市内に居住するこ  
と。
5. 申請事項において、偽りその他不正な手段を行っていないこと。
6. 過去において、この助成金を受けていないこと。

※「申請者の親世帯」には、申請者の親世帯及びを含みます。

※住宅を新築又は購入した方が申請者となります。

## 申請方法

- ◆令和7年5月7日(水曜)から令和7年12月1日(月曜)までに、下記の必要書類、番号1～9(番号10～12は該当者のみ)を、平日の午前8時30分から午後5時(土日祝日除く)内に住宅課窓口へ提出してください。
- ◆下記提出必要書類1、2、7、8、10は、住宅課(市庁舎4階)で配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。

### <全ての申請者:提出必要書類>

| ✓ | 番号 | 必要書類                                                             |
|---|----|------------------------------------------------------------------|
|   | 1  | 交付申請書 ※日付は空欄とする。                                                 |
|   | 2  | 交付請求書(以下、請求書) ※日付は空欄とする。要押印。                                     |
|   | 3  | 住宅の登記に係る費用の領収書の写し<br>(所有権保存登記又は所有権移転登記の記載があるもの)                  |
|   | 4  | 【原本】住宅(建物)の全部事項証明書 ※P3を参照                                        |
|   | 5  | 【原本】申請者との親子の関係を証明する戸籍謄本等 ※P3を参照                                  |
|   | 6  | 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し<br>(住宅の所在地、申請者の契約署名が記載されている箇所)              |
|   | 7  | 個人情報(市税等)調査同意書(別記第2号様式)<br>※親世帯及び子世帯両方の、18歳以上の全ての世帯員の署名が必要となります。 |
|   | 8  | アンケート                                                            |
|   | 9  | 振込先口座の通帳やキャッシュカードの写し<br>(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるもの)                 |

### <申請者以外の名義の口座を振込先とする方のみ:提出必要書類>

| ✓ | 番号 | 必要書類                           |
|---|----|--------------------------------|
|   | 10 | 委任状 ※日付は空欄とする。「2.請求書」と同じ印鑑を押印。 |

### <中古住宅を購入し、下記条件の方のみ:提出必要書類>

※中古住宅購入の方で、建築確認検査済証(確認済証)に記載の「建築確認通知書交付年月日」が昭和56年5月31日以前である方のみ必要です。新築住宅の方は不要です。

| ✓ | 番号 | 必要書類                                                                                                                                                                                                        |
|---|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 11 | 耐震設計基準による耐震性が確保されていることを証明する書類の写し、次の(1)～(3)いずれかを提出してください。<br>(1)耐震基準適合証明書(写)<br>当該家屋取得日前2年以内に調査が終了したもの<br>(2)住宅性能評価書(写)<br>当該家屋取得日前2年以内に評価されたもの<br>(3)住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書(写)<br>当該家屋取得日前2年以内に契約が締結されたもの |

### <店舗等との併用住宅の方のみ:提出必要書類>

| ✓ | 番号 | 必要書類               |
|---|----|--------------------|
|   | 12 | 住宅専用部分の面積を証する書類の写し |

## 提出書類の取得方法

P2提出必要書類の【4.住宅(建物)の全部事項証明書(別名:「登記簿謄本」)】

- ◆必要な証明書は、「建物の登記事項証明書(全部)」です。※土地の登記事項証明書は不要。  
◆全国の法務局で発行いただけます。

|   | 最寄りの法務局     | 住所                                           | 電話番号         |
|---|-------------|----------------------------------------------|--------------|
| 1 | 千葉地方法務局(本局) | 千葉市中央区中央港1丁目11番3号<br>(JR 京葉線「千葉みなと」駅から徒歩10分) | 043-203-8283 |
| 2 | 船橋支局        | 船橋市海神町2丁目284番地1<br>(JR総武線「船橋」駅から徒歩20分)       | 047-431-3681 |

※オンラインや郵送での取得が可能です。  
詳細につきましては、法務局のホームページ等をご確認ください。

## ＜建物の登記事項証明書（全部）の見本＞

|        |    |   |   |                 |
|--------|----|---|---|-----------------|
| 千葉県野市町 | 丁目 | 番 | 号 | 全部分割証明書<br>(建物) |
|--------|----|---|---|-----------------|

|                        |               |          |                          |
|------------------------|---------------|----------|--------------------------|
| <b>表題部</b> (主である建物の表示) |               | 図番 (A.点) | 土地用途                     |
| 所有者番号                  | (A.点)         |          |                          |
| 所在地                    | 千葉県野市町 丁目 番地  |          | (A.点)                    |
| 管理番号                   | 番             |          |                          |
| ① 用途                   | ② 構造          | ③ 面積     | ㎡ 用途及び目的 (登記の目的)         |
| 延べ                     | ㎡             | 1階 2階    | 平成 年 月 日 築<br>(平成 年 月 日) |
| 所有者                    | 千葉県野市町 丁目 番 号 |          |                          |

| 権利部 (甲区) (所有権に關する事項) |       |              |                   |
|----------------------|-------|--------------|-------------------|
| 順位番号                 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号   | 権利者その他の事項         |
| 1                    | 所有権保存 | 平成 年 月 日 第 号 | 所有者 千葉県野市町 丁目 番 号 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に關する事項) |       |              |                                                                                                                                                 |
|---------------------------|-------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 順位番号                      | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号   | 権利者その他の事項                                                                                                                                       |
| 1                         | 抵当権設定 | 平成 年 月 日 第 号 | 原簿 平成 年 月 日 登録第 号 民営的 に 基<br>づく 金融機関 貸付 貸付 貸付 貸付<br>貸付 金 万 円<br>利率 年 率 (年 3.65 月の日割計算)<br>借主 千葉県野市町 丁目 番 号<br>抵当権 番 第 丁 目 番 号<br>共同 借主 株式会社 第 号 |

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 年 月 日  
千葉県庁庶務課 登記官

● 丁目のないものは住所表示であることとする。 管理番号 ( 1 / 1 ) 1 / 1

## 右上箇所拡大

## 全部事項証明書 (建物)

「建物」と記載されている登記事項証明書  
(全部事項証明書)が必要です。

※「土地」の登記事項証明書は不要です。

**P2提出必要書類の【5. 申請者との親子の関係を証明する戸籍謄本等】**

- ◆必要な証明書は、子世帯の「戸籍謄本」(別名:戸籍全部事項証明書)です。  
※子世帯の「戸籍謄本」には、戸籍に記載されている方全員の父母が記載されていますので、親子関係が確認できます。
- ◆本籍を置いている市役所の戸籍担当課に、窓口又は郵送等にて御請求ください。  
※申請方法は自治体で異なりますので、直接、本籍を置いている市役所へお問い合わせください。  
担当者に、「親子関係がわかる戸籍謄本」とお伝えいただくと、正確に発行されます。

## 注意事項

- 申請は、必要書類を揃えて習志野市役所 住宅課（市庁舎4階）まで直接ご持参ください。  
※郵送による申請は受付できません。
- 押印した印鑑をご持参下さい。  
※訂正等が生じた場合、その場で訂正が可能となります。
- 修正液やフリクションペン等を使用して作成した書類は受付できません。
- 申請内容及び提出必要書類に不備や不正があることが判明した場合、助成対象外となります。

## 助成対象フローチャート

申請前に、助成対象となる要件を再度ご確認ください。※同居は対象となりません。

